

〔参考〕生活環境の保全に関する環境基準

1 湖沼
ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水 素 イ オン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級, 水産1級, 自然環境 保全及び A以下の 欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 の第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2,3 級,水産2 級,水浴 及びB以 下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水産3級, 工業用水 1級,農業 用水及び Cの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-	
C	工業用水 2級,環 境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみの浮 遊が認め られない こと。	2mg/l 以上	-	
備 考							
1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全							
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの							
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの							
3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用							
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用							
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用							
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの							
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊な浄水操作を行うもの							
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度							

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	水道1、2、3(特殊なものを除く。)水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3. 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - " 3種：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下		昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下		
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下		

2 河川
ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水 素 イ オン濃度 (pH)	生物化学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	
AA	水道1級, 自然環境 保全及び A以下の 欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以 下	25mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	50MPN/100ml 以下	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 の第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2級, 水産1級, 水浴及び B以下の 欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以 下	25mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水道3級, 水産2級, 及びC以 下の欄に 掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以 下	25mg/l 以 下	5mg/l 以 上	5,000MPN/100ml 以下	
C	水産3級, 工業用水 1級及び D以下の 欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以 下	50mg/l 以 下	5mg/l 以 上	-	
D	工業用水 2級、農 業用水及 びEの欄 に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以 下	100mg/l 以 下	2mg/l 以 上	-	
E	工業用水 3級、環 境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以 下	ごみの浮 遊が認め られない こと。	2mg/l 以 上	-	
備 考							
1. 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。 (湖沼もこれに準ずる。)							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の
水産生物用

” 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物および水産 3 級の水産生物用

” 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度